

第3章

施策の展開

- 1．地球にやさしい省・創エネルギーの取り組み
（地球温暖化対策）
- 2．ごみの減量、リサイクル化等の推進
（循環型社会）
- 3．うるおいのある自然環境の創出
（自然環境・生物多様性）
- 4．快適で安心安全な生活環境の整備
（地域環境）
- 5．環境意識の向上と環境学習の推進
（環境教育）
- 6．環境と経済の好循環化
（環境経済）

第3章 施策の展開

1 .地球にやさしい省・創エネルギーの取り組み(地球温暖化対策)

現状と課題

- 国は、地球温暖化防止のため、2020年までに二酸化炭素を25%削減(1990年比)する目標を示していますが、これを達成するためには、自然エネルギーの活用や新たな技術開発などとともに、一人ひとりの温暖化防止に向けた取り組みが必要になります。
- アンケートの結果からは、住民、事業者ともに地球温暖化が進んでいることを心配している状況がうかがえ、現在のライフスタイルを見直しても取り組むべき問題としています。
- アンケートの結果や事業者のヒアリング調査の結果では、住民、事業者が実施している省エネの取り組みとして、節電が最も多く、不要な照明をこまめに消す、冷暖房の設定温度を適正に管理する、LED照明の導入検討といった回答が多くなっています。
- 事業者のヒアリング調査の結果では、事業を行う上で、環境問題に対して大いに認識していると回答した事業者は7割となっています。また、事業者の環境負荷の把握については、エネルギーの使用量では7割以上、車両の利用では5割以上、エネルギーの使用量と車両の利用による二酸化炭素排出量は4割以上となっています。
- 本町の地球温暖化の取り組みとしては、播磨町総合計画でも地球温暖化対策としてさまざまな活動を実施していますが、地球温暖化の防止には、住民一人ひとりが温暖化防止に対する意識を持ち、身近な対策に取り組むことが重要であることから、今後も一層の地球温暖化防止に向けた取り組みの推進が必要となります。

施策の展開

温室効果ガス排出量は、私たちが便利で快適な生活を送ることにより増加します。このため、家庭、事業者等が温室効果ガスの排出量の削減に向け、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図っていきます。

総合指標

項目	現状値	目標値	備考
町内の温室効果ガス排出量	(H2) 655 千tCO ₂	(H32) 491 千tCO ₂	25%削減
住宅用太陽光発電システム設置件数	(H21) 200 件	(H32) 2,700 件	

(1) 地球温暖化防止対策の組織体制の整備

住民一人ひとりが地球温暖化防止に対する意識を持ち、積極的な取り組みを推進するため、組織体制の整備を行います。

住民の関心を高めるため、町内の温室効果ガス排出量の現状等について、広報紙やホームページなどで積極的に情報提供します。

(2) 家庭における地球温暖化防止対策の推進

環境家計簿¹の普及や節電、節水の啓発等、家庭における身近な省エネルギー・省資源などの取り組みを促進します。

建物の断熱化、冷暖房や給湯の効率化、太陽光発電設備等を導入した省エネ住宅の効果の啓発や国や県などの助成制度の周知に努め、省エネに配慮した住宅の普及を促進します。

エアコンや冷蔵庫などの家電製品について、環境に配慮した製品を優先的に選択するグリーン購入²の普及など、省エネ家電などの購入・使用を促進します。

食用廃油回収を促進し、ごみ収集車等の燃料として再生利用を図ります。

(3) 事業活動における地球温暖化防止対策の推進

事業活動から発生する温室効果ガスは、温室効果ガス総排出量の中で大きなウェートを占めていることから、事業者の環境マネジメント³システム導入促進や省エネ機器や設備の導入による省エネルギー化を推進します。

¹ **環境家計簿**：毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。とくに決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみ等の量に二酸化炭素(CO₂)を出す係数を掛けて、その家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多く。

² **グリーン購入**：製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

³ **環境マネジメント**：ISO14001 やエコアクション21 など、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルにより継続的に環境負荷の低減を図っていく仕組み。環境管理システムともいわれる。

ISO14001：国際標準化機構(ISO)が定めた環境管理システム等に関する規格をいう。環境管理システムでは、事業者が経営行動を行う際に自主的に環境への負荷を低減する活動を継続して、実施するための仕組みを規定している。

エコアクション21：すべての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組むしくみをつくり、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。

内 容

(4) 環境や人にやさしい交通環境の整備

依存度が高くなっている自動車からの二酸化炭素排出量の削減を図るために、マイカー利用の縮減を促進します。

環境への負荷を低減するために、公共交通機関の利用を促進します。

アイドリングストップ⁴やエコドライブ⁵の推進、低公害車の普及を促進します。

駅前での駐輪場や自転車が通行に安全な道路の整備を図ることにより、自転車の利用を促進します。

(5) 再生可能エネルギーの効率的な利用促進

使用済み食用油などからのバイオディーゼル燃料⁶の製造及び利用の拡大を図るなど、バイオマスエネルギー⁷の利活用を促進します。

太陽光発電などの自然エネルギーの情報提供に努めるとともに、公共施設や事業所への率先導入などを行い、普及に努めます。

各家庭における地球温暖化防止対策を支援するために、住宅用太陽光発電への助成をします。



⁴ **アイドリングストップ**：停車時にエンジンを止めること。

⁵ **エコドライブ**：車から得られる利便性を享受しつつ、CO₂の排出量を抑制するために環境に配慮した自動車の使い方（急発進やからぶかしをしないこと）を実践すること。

⁶ **バイオディーゼル燃料**：使用済み天ぷら油等の植物性油脂等をメチルエステル化して得られる液体燃料で、主な成分は脂肪酸メチルエステル。軽油代替利用または軽油との任意の濃度での混合利用が可能。

⁷ **バイオマスエネルギー**：動植物に由来する有機物（化石燃料を除く）であるバイオマス資源から得たエネルギー。

2. ごみの減量、リサイクル化等の推進（循環型社会）

現状と課題

- 現在の大量消費、大量廃棄を改めるには、資源の有効活用や環境保全を図り、より一層の省資源、省エネルギーを推進する必要があります。そのために、循環型社会の構築をめざして、廃棄物の減量化とともに、資源リサイクル活動を促進し、廃棄物の再利用を図り、環境負荷の軽減に努めています。
- ごみの減量と資源ごみのリサイクルを図るため、ごみの分別収集と資源ごみ回収などを促進し、ごみ処理の効率化と資源回収の推進を図っています。
- 本町の年間のごみ排出量は、家庭系一般廃棄物約 8,200 トンで、事業系一般廃棄物約 2,500 トンをあわせると約 10,700 トンにもなります。そのうち、資源回収総量が約 2,500 トンとなり、リサイクル率は 21%となっています。
- アンケートの結果では、地球温暖化のために、個人が重点的に取り組むべきことについては「ごみの減量化・分別に努力」が 6 割以上となっています。
- 廃棄物をめぐる問題は、私たちの生活や経済活動と切り離せない問題です。住民・事業者・行政が目標を共有しながら、それぞれの責任と役割を分担し、発生抑制・資源化の取り組みを進めていくことが必要です。
- 今後、さらに循環型社会の構築に向けた歩みを確かなものとするためには、廃棄物の「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」「リサイクル（再資源化）」「リフューズ（不要なものは受け取らない）」の 4R 運動等の積極的な取り組みをより一層推進していく必要があります。

施策の展開

住民・事業者・行政が目標を共有しながら、それぞれの担うべき責任と役割を分担し、ライフスタイルや社会経済システムの変革により持続的発展可能な循環型社会を形成します。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
年間ごみ排出量	10,760t	9,500t	家庭系ごみ及び事業系ごみ
1日一人当たりのごみ排出量	960 g	860 g	

(1) 4 R 活動の推進及びグリーンコンシューマーの育成

循環型社会の構築に向けた活動をさらに活発にして定着させていくために、環境教育や参加型・体験型の環境学習の場・機会の提供に努めます。

レジ袋の辞退や過剰包装、使い捨て商品の購入自粛、環境配慮型商品の選択など、環境負荷の少ない買い物（グリーン購入）を推進し、消費者の意識・行動の変容を図り、グリーンコンシューマーの育成を推進します。

(2) 家庭ごみの減量化・資源化の推進

ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するために、エコクッキングやダンボールコンポストへの取り組みを推進します。

フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用及びリターナブル容器⁸の利用を推進するなど、消費者の意識・行動の変容を図ります。

資源ごみの分別収集や地域住民による集団回収を促進するとともに、使用済み食用油の回収など地域の実情に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を推進します。

リサイクルプラザなどにて、住民の知恵や経験を活用し、ものの再生や修繕を図ります。

(3) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

事業者から排出される事業系ごみ（一般廃棄物）の再資源化を誘導します。

公園や街路樹などから排出した剪定枝をチップ化し、保湿材や歩行のための緩衝材として利用します。

土木・建築工事等で排出される建築廃棄物・残土等、建設副産物⁹の再資源化を促進します。製品の生産者が、製品のライフサイクル全体（生産、流通、消費、廃棄、リサイクル/処分）に関わる責任として、リサイクルに要する費用と再資源化の責任を負う「拡大生産者責任（EPR）」の周知と啓発を徹底します。



⁸ **リターナブル容器**：ビールびんや牛乳びんのように、回収・洗浄して繰り返し使用できる容器。

⁹ **建設副産物**：建設発生土など建設工事に伴い、副次的に得られる物品の総称である。具体的には、建設現場に持ち込んで加工した資材の残りや、現場内で発生した物の中で工事中あるいは工事終了後その現場内では使用の見込みがないものをいう。

(4) 廃棄物の適正処理の確保

排出事業者及び処理業者に対して関係法令などを周知し、マニフェスト¹⁰制度の普及を図ることにより適正処理を確保します。

環境パトロールの強化・啓発などを行い、不法投棄に対する監視指導体制の拡充・強化を図ります。

家電リサイクル法¹¹に基づく、電気製品の適正な処理、代替フロン¹²等の回収、再生利用等を推進します。



¹⁰ **マニフェスト制度**：排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。マニフェスト（manifest）とは、本来は積荷目録を意味する英語であり、米国で1970年代に始まった有害廃棄物の情報管理制度で、この言葉が使われて以来、廃棄物の流れを管理する管理票システムをマニフェスト制度と呼ぶようになった。

¹¹ **家電リサイクル法**：家電製品のリサイクル（再商品化）をメーカーに義務づけ、廃家電製品の再資源化を通して環境を保全することを目的として平成10年（1998年）6月に公布された法律の通称。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。

¹² **代替フロン**：HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことで、塩素を持たないためオゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。

3. うるおいのある自然環境の創出（自然環境・生物多様性）

現状と課題

- 本町には、国指定史跡の「大中遺跡」、県指定文化財の「愛宕塚古墳」「阿閉神社本殿」、その他「であいのみち」「野添であい公園」「野添北公園」といった住民の憩いの景観があります。これらの良好な景観を保存するとともに、景観と調和した周辺整備を進め、地域の資源として積極的な活用や情報発信に努める必要があります。
- 水質汚濁の状況は、喜瀬川、水田川及びため池ともに、雨水などの流入のほかは生活排水が中心であり、灌漑期、非灌漑期で水質にもかなりの変化がみられ、流量も少なく水質測定にも困難な状況です。
- アンケートの結果では、播磨町の環境上の問題について、「ため池や川などの自然環境の悪化」と回答している中学生は4割以上と多くなっています。
- 河川の水質浄化の必要性や河川愛護の重要性を知ってもらうため、喜瀬川水生生物観察会を実施しており、メダカやドジョウ、スジエビなど約15種類の生物が観察されています。
- 野鳥の生態を学習するために毎年実施しているバードウォッチングでは、向ヶ池や大池、喜瀬川、大中遺跡公園、城池を巡り、マガモやアオサギ、キジバトのほか、カワセミやマヒワ、セグロカモメなど約30種類の野鳥が確認されています。
- 本町の海岸は、かつて松が生育する美しい自然海岸で、潮干狩りや海水浴場、釣り場として利用されてきました。昭和40年代半ばから地先海面や海岸が埋め立てられたことにより、住民と海とのかかわりが薄れつつあります。
- 沿岸部は浜田公園や望海公園が整備され、阿閉や古宮の漁港などもあることから、今後は漁業振興、レクリエーション環境整備などに環境保全の観点を加え、里海として高い生産性と生物多様性の保全を図っていく必要があります。
- 身近な緑や水辺は、生活にやすらぎとうるおいを与えてくれるものです。そのため、都市公園の整備、生態系や親水性に配慮した河川や海岸などの保全と整備を推進する必要があります。

施策の展開

人や環境に配慮した生活空間の整備を推進し、魅力的な都市景観が保全・形成された、やすらぎとうるおいのあるまちをめざします。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
町内の生物種数の把握	町内に生息する動植物の調査		
生物多様性の認知度	-	70%	住民アンケート等の「生物多様性」を聞いたことがある・知っている人の割合

(1) 生物多様性への配慮、自然保護意識の普及啓発

生物多様性を図るため、ため池や川などの水辺に生息している動植物の生息状況の把握を行い、生息環境の整備や保全を推進します。

野生動植物の保護やふれあいを確保し、生物多様性へ配慮します。

ため池や川などを貴重な自然として親しめるよう、住民のアイデアを活かしながら水辺の整備を推進します。

土にふれる機会を増やし、農業や地域環境への関心を高めるために、休耕田などを活用した貸農園の整備を促進します。

住民一人ひとりが、地域の自然環境を正しく理解し、行動できるよう、広報紙やホームページなどを通じて、自然環境の保全及び再生などに関する情報を発信します。

自然環境保全に関する情報の蓄積や多様な主体との連携などによる自然環境教育や体験学習を進めます。

(2) 歴史的、文化的資源の保護

遺跡や史跡などの歴史的景観を良好に保存するとともに、景観と調和した周辺整備を進め、地域の資源として積極的な活用や情報発信に努めます。

神社林などの特徴のある緑を地域の資源として保全することに努めます。

(3) 水や土壌環境の監視などの推進

公共用水域及び地下水の水質監視を水質測定計画に基づき継続的に実施し、監視結果の公表や事業所への指導などにより、生活環境の保全と健康被害の未然防止に努めます。

水利組合や地域住民と協力しながら、ため池の水質改善に取り組みます。

地下水涵養¹³や降雨時の雨水流出の調整のため、道路・歩道、建物敷地や駐車場で地下に雨水が浸透しやすいように芝生張り、透水性舗装や透水性ブロック、浸透ます等の整備を推進します。

(4) 生活排水対策の推進

生活排水処理施設の維持管理の効率化と適正化、汚泥の適正処理や資源としての有効活用の促進に努めます。

生活排水対策には、住民の理解と協力、主体的な取り組みが不可欠なため、住民や NPO などとの連携や協働を図り、日常生活での汚濁物質の低減方法など生活排水対策の普及・啓発など住民意識の高揚に努めます。

¹³ **地下水涵養**：降雨・河川水等が地下浸透して帯水層に水が補給されること。市街化の進行に伴い、涵養機能の高い農地・林地・空地等が宅地や舗装道路に変わり、雨水などによる地下水の涵養が阻害されつつある。このため、治水対策と地盤沈下の一環として、透水性舗装・浸透ます・浸透トレンチ（みぞ）等の普及を図っている。

(5) 緑化の推進、やすらぎの緑空間の整備

貴重な緑地を保全するため、住民との協働による環境美化と緑化を推進します。

屋上緑化¹⁴や雨水再利用など環境共生型施設整備を促進します。

播磨ゆめづくり塾など、ボランティア団体による緑化活動を推進します。

毎年「緑の日」の大中遺跡周辺での健康福祉フェア・緑化フェアや各種イベントを開催し、環境美化・緑化の意識の普及・啓発に努めます。

住宅地での生垣や花壇などの身近な緑化活動を推進します。また、地域ぐるみで花いっぱい
のまちづくり運動を進めます。

公共施設や事業者における屋上緑化や壁面緑化¹⁵の普及・促進に努めます。

地域の憩いの場であるとともに、災害時の活動拠点としての機能をあわせ持つ身近な都市公園や緑地の快適な維持管理に努めます。

水辺に渡り鳥や魚、昆虫類等の動植物が生息できるような環境づくりを促進します。また、休耕田や放棄田を利用したビオトープ¹⁶づくりを促進します。

¹⁴ **屋上緑化**：建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

¹⁵ **壁面緑化**：建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、建物の外壁を緑化すること。

¹⁶ **ビオトープ**：本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。特に、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に造成された生物の生息・生育環境空間を指している場合もある。

4 . 快適で安心安全な生活環境の整備（地域環境）

現状と課題

- アンケートの結果では、将来の播磨町の環境について、「生活環境が整い、安全で安心して暮らせる住宅都市」と回答している一般住民が6割以上、中学生では4割以上を占めています。
- 本町では、都市整備において、“緑”の空間を活かした緑豊かな住宅都市の形成、定住環境の充実と安心・安全・健康的な暮らしができる都市型住宅地の整備、歩行や自転車を中心とした生活展開ができるまちづくり（ウォーク&サイクル都市の形成）を計画的に進めています。
- 地域の快適な環境の創造や地球環境の保全に資することを目的に、一部の事業者と環境保全協定を締結しています。
- 本町の大気汚染の状況として、硫黄酸化物¹⁷、窒素酸化物¹⁸（二酸化窒素）、光化学オキシダント¹⁹、浮遊粒子状物質²⁰、ダイオキシン類²¹の各項目については、近年、環境基準を達成しています。また、浮遊粉じん²²、降下ばいじん²³については、環境基準はありませんが、近年は横ばい状態にあります。
- 本町では、大気汚染の健康に及ぼす影響に対して、小学生を対象とした呼吸器・アレルギー症状に関する調査を行っています。
- 騒音、振動の発生源は、新幹線鉄道や自動車などの交通機関、工場、事業場や特定の建設現場などによるものです。
- 新幹線鉄道における騒音・振動については、JRによる車両の軽量化やレールの削正、パンタグラフの改良等の発生源対策を実施するとともに軌道に近い住居などに障害防止対策を講じています。
- 悪臭は、特定の工場、事業場などに由来するものが多いことから、それぞれの発生源に対する規制や指導などを適切に行う必要があります。
- アンケートの結果では、播磨町の中での地域環境上の問題として「犬のフンの放置」の回答が5割以上、「ごみなどの不法投棄による環境の悪化」が4割以上と高くなっています。犬のフンの放置やごみのポイ捨て、不法投棄等の迷惑行為をなくすためには、住民のモラル・マナーの向上を図る必要があります。

¹⁷ **硫黄酸化物**：硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などが含まれる。化学式からSO_x（ソックス）と略称される。

¹⁸ **窒素酸化物**：窒素の酸化物の総称。

¹⁹ **光化学オキシダント**：窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。

²⁰ **浮遊粒子状物質**：大気中に浮遊している粒子状物質（PM）のこと。代表的な「大気汚染物質」の一つ。

²¹ **ダイオキシン類**：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）の総称。

²² **浮遊粉じん**：空気中に浮遊する粒子。発生源は天然と人工源がある。人工源としては物の燃焼によるばいじん、物の機械的処理や堆積物の飛散による粉じん、大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素から二次的に生成した硫酸ミスト、硝酸ミスト等がある。大気汚染防止法では、浮遊粉じんのうち、粒径が10マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質という。

²³ **降下ばいじん**：大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破壊、選別等の機械的処理または鉱石や土砂の推積に伴い発生し、または飛散する物質）などのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんではいられず落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいう。

施策の展開

人の健康や生活環境への被害が生じる恐れのある公害問題への取り組みは、快適な生活環境を確保する上での基本であり、環境保全施策の原点であることを踏まえ、公害関連法令の遵守を通じて公害防止の徹底を図り、住民が健康で安心して暮らせることのできるまちをめざします。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
環境美化・緑化活動への参加者数	4,000人	5,000人	
住みやすいと感じている住民の割合	76%	90%	住民アンケート調査等の数値(「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」の合計)

取り組むべき施策内容

内 容

(1) 環境と調和のとれた生活空間の整備

歩道のバリアフリー化などを進め、環境に配慮した都市整備を進めます。

屋外広告物については、環境と調和のとれた景観の保全に努めます。

歴史的、文化的な建造物の保存に努めるとともに、地域特有の資源として景観と調和した周辺整備などを促進します。

(2) 大気環境の保全対策の推進

硫黄酸化物、窒素酸化物(二酸化窒素)、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、浮遊粉じん、降下ばいじん、ダイオキシン類の適切な監視に努めます。

大気環境の常時監視により、光化学オキシダント濃度の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、緊急時の通報体制などを強化し、被害の未然防止に努めます。

自動車排出ガス対策として、エコカーの普及の促進に努めます。

(3) 騒音・振動対策の推進

騒音や振動苦情の多い新幹線鉄道や工事現場等から発生する騒音・振動については、適切な対策を実施します。

自動車騒音、振動の測定により実態の把握に努めます。

日常生活に起因する騒音や振動の発生などで近隣に迷惑をかけないように努めます。

(4) 悪臭防止対策の推進

悪臭防止法に基づき、発生源である工場、事業場に対して、生産工程、作業工程等において発生する悪臭の防止対策に関する指導を徹底し、苦情の未然防止を図ります。

(5) 事業所の排水監視、指導の実施

環境保全協定等に基づき、工場、事業場に対する排水基準の遵守の徹底に努めます。
排出基準が適用されない小規模事業者に対しても排出処理の適正な指導や自主的な取り組みの促進に努めます。

(6) 住民、事業者のモラル・マナーの向上

まちの美化を守るために、住民、事業者のモラル・マナーの向上を図り、犬のフンの放置やごみのポイ捨て、不法投棄、落書き等の迷惑行為をなくします。
住民・事業者、行政が一体となったまちの美化活動を推進します。

5 . 環境意識の向上と環境学習の推進（環境教育）

現状と課題

- 環境教育・環境学習は、環境保全活動を促す有効な手段であり、国は環境保全に対する国民の意識・意欲を高め、持続可能な社会を構築することを目的として、平成 15 年に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律²⁴」が制定されました。
- 播磨町教育充実計画では、各学校に設置される「太陽光発電」を有効に活用した環境教育を推進しています。
- アンケートの結果では、播磨町の中で環境上の問題について、「住民の環境問題への無関心」の回答が5割以上と高く、「環境教育への取り組みの遅れ」「事業者の環境問題への無関心」はそれぞれ2割以上みられます。
- 地球温暖化や廃棄物の増加など、今日の環境問題の解決には、一人ひとりがあらゆる場面で環境とのつながりを認識し、環境の保全と持続的な発展のための着実な実践が求められています。
- 住民、事業者、環境活動団体等が、環境の保全と持続的な発展のためにそれぞれの役割と責任を果たしながら、相互の連携や行政との協働などにより取り組みを進める必要があります。
- 住民一人ひとりが日常生活と環境との関係について理解と認識を深めるため、学校、家庭、地域、職場等の多様な場で、それぞれの立場に応じた環境教育・環境学習を推進する必要があります。
- これまでは、身近な生活環境の保全には、地域コミュニティが大きな役割を果たしてきましたが、ライフスタイルの変化や高齢化などの進行による担い手不足で、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。
- 住民・事業者・環境活動団体の環境保全意識の高揚を図るために、広報紙やホームページなどにより積極的に情報を発信していく必要があります。

施策の展開

環境保全の人づくりと地域づくりを一体的に捉えて、地域の特性を活かした環境活動の実践を通じた地域コミュニティの形成をめざします。

環境保全に対して、責任ある行動を自主的・主体的に活動できる人材を育成するために、学校・家庭・地域・職場等の多様な場、機会での環境教育・環境学習の充実を図り、環境とくらしの調和をめざします。

²⁴ **環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律**：持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的（第1条）にうたわれた法律。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
環境学習会の参加者数	11%	40%	学校や地域における環境学習会への参加者数
地球温暖化防止活動推進員数	1人	10人	環境活動に当たる人材の確保と活用

取り組むべき施策内容

内 容

(1) 地域コミュニティ活動の支援

地域住民が地域コミュニティに積極的にかかわり、地域の実情に根ざした環境保全の取り組みが自発的に行われる地域社会をつくるために、地域での環境活動の支援や地域コミュニティ促進事業を地域と行政が連携して実施します。

(2) 地域の環境特性を活かした取り組みの推進

住民・事業者・行政等が、地域の環境特性を把握し、その状況の正確な情報を共有化し、地域の環境特性をいかした独自の取り組みを推進します。

(3) 学校における環境教育の充実

次代を担う子どもたちに対する学校での環境教育は、子どもたちの今後の環境に対する姿勢を決定づける大きな要素になることから、小・中学校における環境教育を推進・拡充します。農業活動や自然体験活動など、自然とふれあう機会を通じた環境教育の充実に努めます。

環境に関してのボランティア活動などさまざまな体験活動を推進します。

地球温暖化防止活動推進員などの地域の環境活動リーダーを講師として活用するなど、効果的で専門的な環境教育・学習の実施に努めます。



(4) 地域における環境学習の支援

身近な環境への理解を深めるため、ため池や川、公園や道路などの公共空間の美化活動を、住民・事業者・行政が連携・協働して推進します。

生涯学習に関する活動を行う団体や関係機関などとの連携を図り、環境に関する講座情報の収集・提供に努めます。

役場職員による「出前講座」や播磨町立図書館と共催の「夏休みおもしろ教室」において、子どもから高齢者までのすべての年代の人に、環境問題や地域の環境への取り組みなどをわかりやすく説明します。

地域において子どもたちが主体的に環境活動を進める「こどもエコクラブ²⁵」の活動を支援します。

環境家計簿の活用などによって、学校や職場の環境学習で学んだ取り組みの家庭での実践を促進します。

事業者が実施する職場での環境教育や環境保全活動の促進に努めます。

(5) 環境活動における人材の育成

教員の環境教育の指導力や資質の向上を図るため、教員研修での環境教育に関する講座の実施に努めます。

環境学習プログラムや教材の作成を行い、学校教育現場への普及に努めます。

環境活動リーダーの資質の向上や人材の育成を図るため、これらを対象とした研修会などの実施に努めます。

関係機関と連携し、地域の環境活動リーダーへの情報提供に努めるとともに、学校や事業者などと地域の環境リーダーをつなぐコーディネーターの育成に努めます。

(6) 環境情報の共有と発信

住民・事業者・行政等が、自らの有する環境情報を積極的に受発信できる交流の場をつくります。

環境問題の現状、課題、取り組み等の環境情報をすべての人が入手できる体制を整備します。地域の環境特性や環境変化の把握などを行うため、情報の体系的な整備とネットワーク化を推進します。

²⁵ **こどもエコクラブ**：環境省が応援している、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブ。

6 . 環境と経済の好循環化（環境経済）

現状と課題

- 国は、「第三次環境基本計画²⁶」において「環境と経済の好循環ビジョン」を踏まえて、環境問題への積極的な取り組みが新たな投資や技術革新を生みだし、雇用の創出や地域の活性化をもたらすだけでなく、企業や国の競争力の向上につながるものであることを強く打ち出すとともに、環境と経済の好循環を生み出す社会経済システムの構築に向けて、重点的に取り組みを進めることとしています。
- 住民などの環境への関心が高まる中、事業者においては、事業活動に伴う環境への負荷を自らが低減するための手法として、ISO14001などの環境マネジメントシステムの導入に取り組んでいることから、環境マネジメントシステムに関する情報提供や認証取得に対する支援などにより、普及・拡大を図る必要があります。
- 事業者については、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動など社会的責任（CSR）²⁷に根ざした取り組みを進めていることから、関連機関と連携して、取り組み事例などの情報提供を行うことなどにより、事業者のCSR活動を一層促進する必要があります。
- 環境に配慮した事業者の取り組みについて、事業者・行政の両者にとってメリットが生まれるよう、グリーン購入や社会的責任投資（SRI）²⁸などの普及を促進する必要があります。
- 兵庫県では、平成9年3月に環境影響評価に関する条例を制定し、環境影響の評価に取り組んでいます。

施策の展開

事業者、住民などあらゆる主体の消費活動も含めた社会経済活動において、環境の価値が正しく評価され、それが実際の活動に反映されるまちをめざします。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
ISO14001 認証取得事業者数	13 社	30 社	
環境報告書発行事業者数	13 社	50 社	

²⁶ **第三次環境基本計画**：平成18年（2006年）4月7日に閣議決定され、本計画では、今後の環境政策の展開の方向として、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」「環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成」「技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組」「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進」「国際的な戦略を持った取組の強化」「長期的な視野からの政策形成」の6つの方向性が掲げられている。

²⁷ **社会的責任**：（CSR:Corporate Social Responsibility）企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすること。

²⁸ **社会的責任投資**：（SRI：Socially responsible investment）株主としての立場・権利を行使して、経営陣に対し、CSRに配慮した経営を求めていく投資のことをいう。

(1) 環境に配慮した事業者の育成、増大

環境マネジメントシステムは、事業活動に伴う環境への負荷を低減するために有効な手法であり、幅広い事業者への普及を図るため、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの情報提供や普及・啓発に努めます。

関係機関と連携し、事業者に対して CSR の取り組み事例の情報提供などに努め、CSR 活動の促進に努めます。

環境報告書や環境会計など、事業者自らの環境情報の公表の取り組みを促進します。

グリーン購入やエコマーク²⁹商品などの普及や優先的な購入の意識啓発に努めます。

国や県などと連携し、SRI や環境配慮契約の普及・啓発、意識の醸成に努めます。

(2) 環境産業の創出・育成

低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、低公害車や太陽光発電などの環境や新エネルギーに関する技術革新や環境ビジネスについての情報提供などに努めます。

(3) 環境影響評価の推進

環境影響評価法や兵庫県の環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価手続きの的確な運用を推進します。

公共工事の実施にあたっては、木材やリサイクル資材の積極的な利用に努めるとともに、環境に配慮した工事などに努めます。

(4) グリーンコンシューマー活動の推進

グリーンコンシューマーを育成し、その活動を推進することにより、環境配慮製品の開発や流通事業者の品揃えの再考を促します。

グリーンコンシューマー活動を推進するために、環境に配慮した商品の選択に必要な情報提供を行います。

²⁹ **エコマーク**：さまざまな商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者のみなさんが環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図っていくことを目的としている。

